

第 1 4 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時：平成16年11月16日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

目 次

頁

報告事項

[報告]

報告第17号 新市移行作業の経緯及び今後の日程について ----- 1

その他

(1) 合併啓発事業の実施について ----- 6

(2) 新市市章の募集結果について ----- 7

(3) 参考資料 ----- 9

報告第17号

新市移行作業の経緯及び今後の日程について

新市移行作業の経緯及び今後の日程について、裏面のとおり報告する。

平成16年11月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会長 榛 村 純 一

新市移行作業の経緯及び今後の日程

年 月 日	内 容
平成16年	
6月16日	『掛川市・大東町・大須賀町合併協定調印式』(掛川グランドホテル)
7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1市2町の議会における廃置分合関係議案の議決 <li style="padding-left: 20px;">(1) 廃置分合に関する議案 <li style="padding-left: 20px;">(2) 財産処分に関する議案 <li style="padding-left: 20px;">(3) 議会の議員の定数に関する議案 <li style="padding-left: 20px;">(4) 地域審議会に関する議案 <li style="padding-left: 20px;">(5) 農業委員会の委員に関する議案
7月 1日	・ 新市移行対策本部の設置
7月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1市2町の長による議案関連の協議書の締結 <li style="padding-left: 20px;">(1) 財産処分に関する協議書 <li style="padding-left: 20px;">(2) 議会の議員の定数に関する協議書 <li style="padding-left: 20px;">(3) 地域審議会の設置に関する協議書 <li style="padding-left: 20px;">(4) 農業委員会の委員の任期に関する協議書
7月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議書の締結に伴う各種告示 <li style="padding-left: 20px;">(1) 議会の議員の定数 <li style="padding-left: 20px;">(2) 地域審議会の設置 <li style="padding-left: 20px;">(3) 農業委員会の委員の任期
7月 5日	・ 県知事に対する廃置分合申請書の提出 (於県庁知事室)(別紙1参照)
7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回新市移行対策本部会議(首長会議)(於大東町役場) <li style="padding-left: 20px;">(1) 合併までのスケジュール <li style="padding-left: 20px;">(2) 提出予定の案件 <li style="padding-left: 20px;">(3) 一部事務組合等手続の概要 <li style="padding-left: 20px;">(4) 指定金融機関の指定 <li style="padding-left: 20px;">(5) 市章候補選定委員会の開催 <li style="padding-left: 20px;">(6) 消防組合の取扱い
7月22日	・ 県知事による総務大臣への協議
8月 6日	・ 総務大臣から県知事に対する異議のない旨の回答
8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回新市移行対策本部会議(首長会議)(於大須賀町役場) <li style="padding-left: 20px;">(1) 新市予算編成の基本方針 <li style="padding-left: 20px;">(2) 平成16年9月補正予算 <li style="padding-left: 20px;">(3) 特別職の報酬等の決定方針 <li style="padding-left: 20px;">(4) 退職手当組合等からの脱退 <li style="padding-left: 20px;">(5) 農業委員会の定数及び選挙区 <li style="padding-left: 20px;">(6) 農業・土地改良事業受益者負担金 <li style="padding-left: 20px;">(7) 新市の消防体制
8月15日	・ 新市市章の公募(～9月30日)

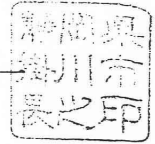
年 月 日	内 容
9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回新市移行対策本部会議（首長会議）（於掛川市役所） <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会連合組織及び自治会交付金等の取扱いについて (2) 職員の勤務条件（給与以外） (3) 新市条例（第1期分）の概要 (4) 平成17年度予算の一般財源額 (5) 支所庁舎の整備 (6) 窓口業務の取扱い
9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市特別職報酬等検討委員会（於掛川市役所）
10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県議会における廃置分合処分の議決
10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事による廃置分合処分の決定
10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事による廃置分合処分決定書の交付（於県庁知事室）（別紙2参照）
10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回新市移行対策本部会議（首長会議）（於大東町役場） <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別職の報酬等 (2) 職員の勤務条件（給与） (3) 新市組織機構 (4) 新市条例（第2期分）の概要 (5) 事務事業一元化の概要
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事から総務大臣に対する廃置分合処分決定の届出
11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回新市移行対策本部会議（首長会議）（於大須賀町役場） <ul style="list-style-type: none"> (1) 第14回合併協議会の開催 (2) 新市条例（第3期分）の概要
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第14回掛川市・大東町・大須賀町合併協議会（於掛川グランドホテル）
11月中旬 （見込み）	<ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣による廃置分合処分の告示
12月14日 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回新市移行対策本部会議（首長会議）（於掛川市役所）
平成17年	
1月21日 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回新市移行対策本部会議（首長会議）（於大東町役場）
2月8日 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回新市移行対策本部会議（首長会議）（於大須賀町役場）
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の廃止 <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃止の手続は、1市2町の議会において廃止に関する議案を議決する。 (2) 協議会の出納は、3月31日付けをもって閉鎖する。 (3) 決算は、会長であった者が調製し、協議会監査委員であった者が監査を行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">掛川市・大東町・大須賀町合併協議会規約（抄）</p> <p>第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> </div>

(別紙 1)

掛企調第 27号
大企第1857号
総合第1485号
平成16年7月5日

静岡県知事 石川 嘉延 様

掛川市長 榛 村 純



大東町長 大 倉 重



大須賀町長 伊 藤 徳



掛川市、大東町及び大須賀町の廃置分合について (申請)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から掛川市、小笠郡大東町及び同郡大須賀町を廃し、その区域をもって新たに「掛川市」を設置することとしたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

- 第1 廃置分合の必要が生じた事情 (理由) を示す書類
 - 1 廃置分合が必要となる理由
 - 2 合併予定年月日
 - 3 新市の名称及び名称選定の理由
 - 4 新市の事務所の位置
- 第2 合併協定書 (写し)
- 第3 新市建設計画
- 第4 議会の議決書
- 第5 協議書 (写し)
- 第6 市の現況
- 第7 市の要件に関する調書
- 第8 新市の行政事務の概要
- 第9 その他参考資料

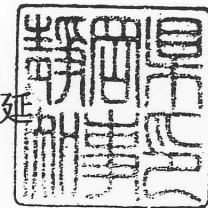
(別紙 2)

決 定 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 7 条第 1 項の規定により、
平成 17 年 4 月 1 日から掛川市、小笠郡大須賀町及び同郡大東町を廃
し、その区域をもって掛川市を設置する。

平成 16 年 10 月 15 日

静岡県知事 石 川 嘉 延



合併啓発事業の実施について

1 目的

住民に合併を周知させるための啓発活動を行い、1市2町内の合併に関する意識の高揚及び連帯感の育成を図る。

2 実施時期

総務大臣による廃置分合処分の告示後（11月中旬の見込み）

3 事業内容

次の内容による各種啓発看板等を設置する。

『海と山と街道がつながり、夢・未来をつくるまち』
平成17年4月1日 新「掛川市」が誕生します

(1) 懸垂幕及び横断幕の実施

懸垂幕及び横断幕を次のとおり設置する。

市町名	設置場所	設置数
掛川市	市役所進入路西側、掛川西高バックネット裏	2箇所3枚
大東町	役場敷地内、北公民館、大東温泉シートピア入口	3箇所3枚
大須賀町	役場敷地内、横須賀小北交差点歩道橋	2箇所3枚

(2) 駅前広告塔への掲示

JR掛川駅北口前広場の広告塔の東西面に啓発分を掲示する。

(3) ミニのぼり旗の実施

市役所（役場）カウンター、学校・幼稚園、公共施設へミニのぼり旗を備え付ける。

・サイズ：100mm×300mm

・数量：250本（掛川市134本、大東町52本、大須賀町51本、事務局予備13本）

(4) 公用車へのマグネットシート貼付

1市2町の公用車のドアの両面にA3版のマグネットシールを貼付

・数量：192枚（掛川市80枚、大東町70枚、大須賀町42枚）

新市市章の募集結果について

応募者総数 972 人

応募作品総数 1,488 作品

居住地別

区 分	応 募 者 数	作 品 数
1市2町	260	415
県内(上記以外)	128	183
県外	583	889
不明	1	1
合 計	972	1,488

性 別

区 分	応 募 者 数	作 品 数
男性	677	1,046
女性	230	321
不明	65	121
合 計	972	1,488

年代別

区 分	応 募 者 数	作 品 数
10歳未満	3	3
10代	153	225
20代	127	184
30代	139	199
40代	146	220
50代	192	309
60代	129	221
70代	52	77
80代以上	16	28
不明	15	22
合 計	972	1,488

(参考) 市章候補選定スケジュール

(経過)

平成16年7月14日 第1回委員会 市章の公募・選定方法等について協議
10月15日 第2回委員会 87作品を選出
11月1日 第3回委員会 28作品を選出
8日 第4回委員会 5作品を選出
中下旬 商標登録及び他の市町村章との類似調査

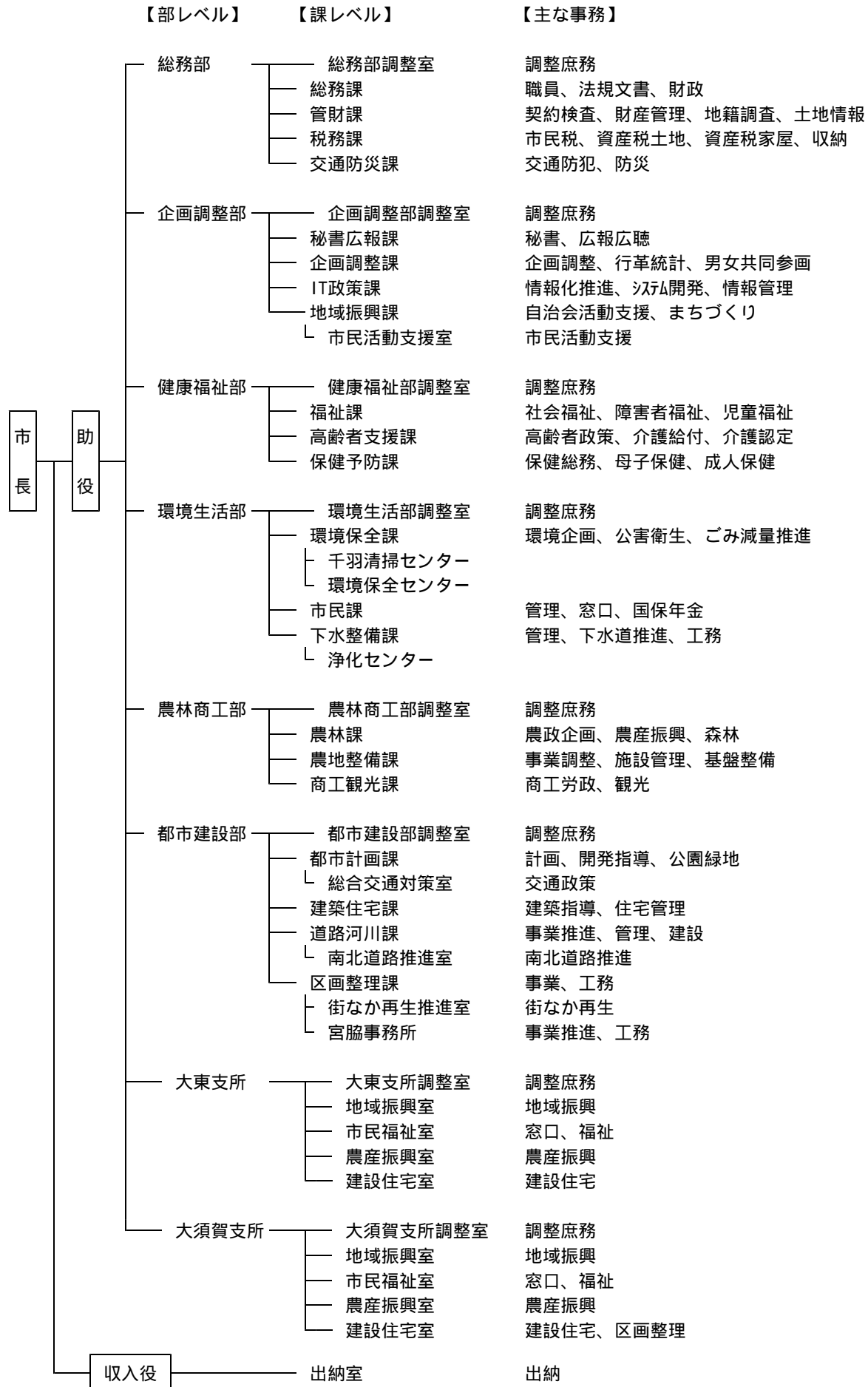
(予定)

平成16年12月3日 第5回委員会 住民アンケートに関する協議
平成17年1月上旬 住民アンケート実施
3月中旬 1市2町の広報紙に折り込みで住民アンケート結果公表
5月以降 市長による市章の決定・補作によるデザインの確定

(参考資料)

主な事務事業の調整結果

1 行政機構図

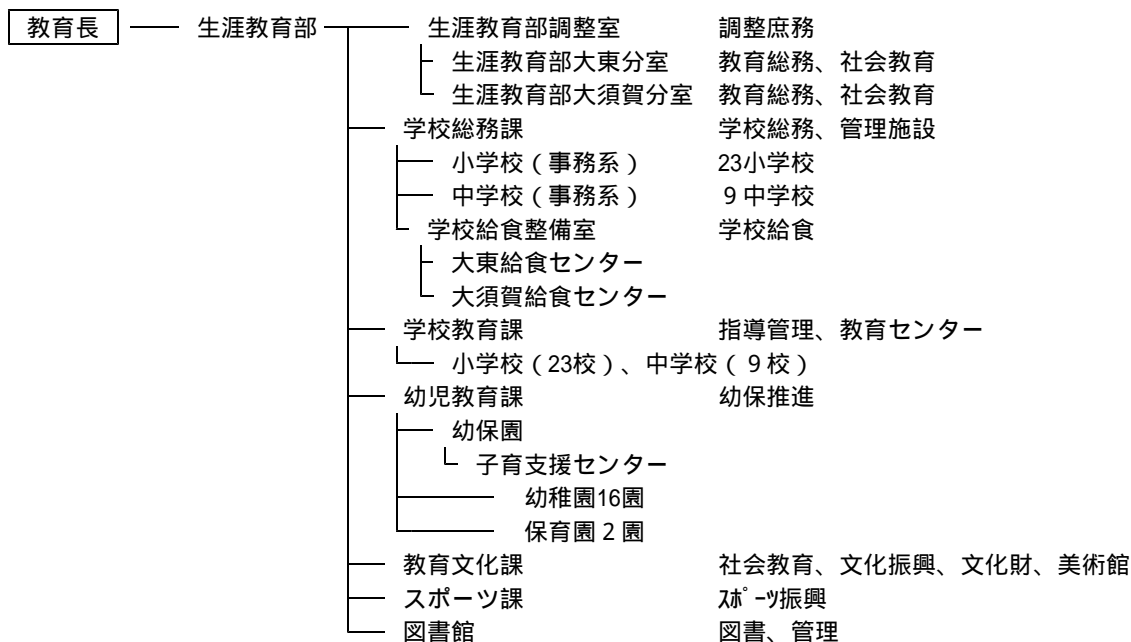


【部レベル】

【課レベル】

【主な事務】

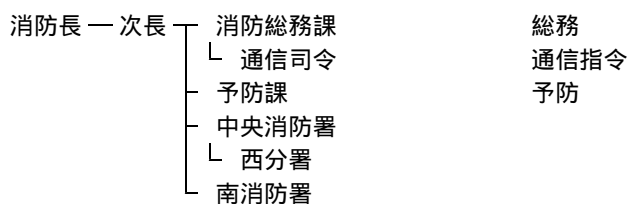
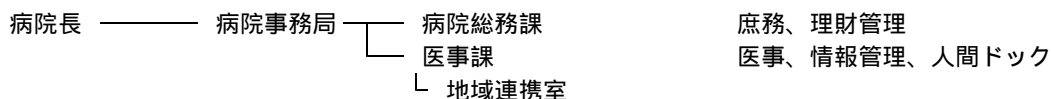
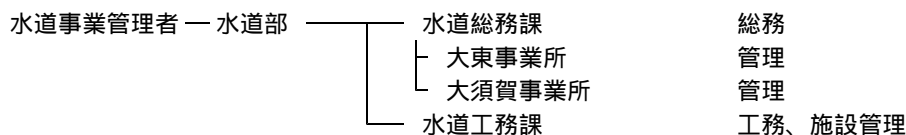
教育委員会



議長 ———— 議会事務局 議事調査、庶務

代表監査委員 ———— 監査委員事務局 監査

農業委員会 農業員会事務局



部課等の数 (現状) = 8部、 0支所、 53課、 11室、 142係

部課等の予定数(新市) = 11部、 2支所、 37課、 35室、 128係

現状との比較 + 3部、 + 2支所、 16課、 + 24室、 14係

新市職員数	市長部局 + 出納	教育委員会	議会・監査・農委	水道	病院事務局	消防本部	計(人)
	514	228	17	28	31	98	916

(注) 病院診療部門を除く。

2 特別職等の給与について

(1) 議員の報酬

職名	議長	副議長	議員
報酬月額	495,000円	435,000円	411,000円

(2) 四役の給料

職名	市長	助役	収入役	教育長
給料月額	911,000円	734,000円	677,000円	677,000円

(3) その他主な非常勤特別職の報酬額

職名	報酬額	区分
教育委員会	委員長	53,000円 月額
	委員	44,000円 月額
監査委員	識見を有する者	120,000円 月額
	議会の議員	49,000円 月額
選挙管理委員会	委員長	33,500円 月額
	委員	27,000円 月額
農業委員会	会長	44,000円 月額
	副会長	30,000円 月額
	委員	30,000円 月額
公平委員会	委員長	7,500円 日額
	委員	7,000円 日額
固定資産評価審査委員会	委員長	7,500円 日額
	委員	7,000円 日額

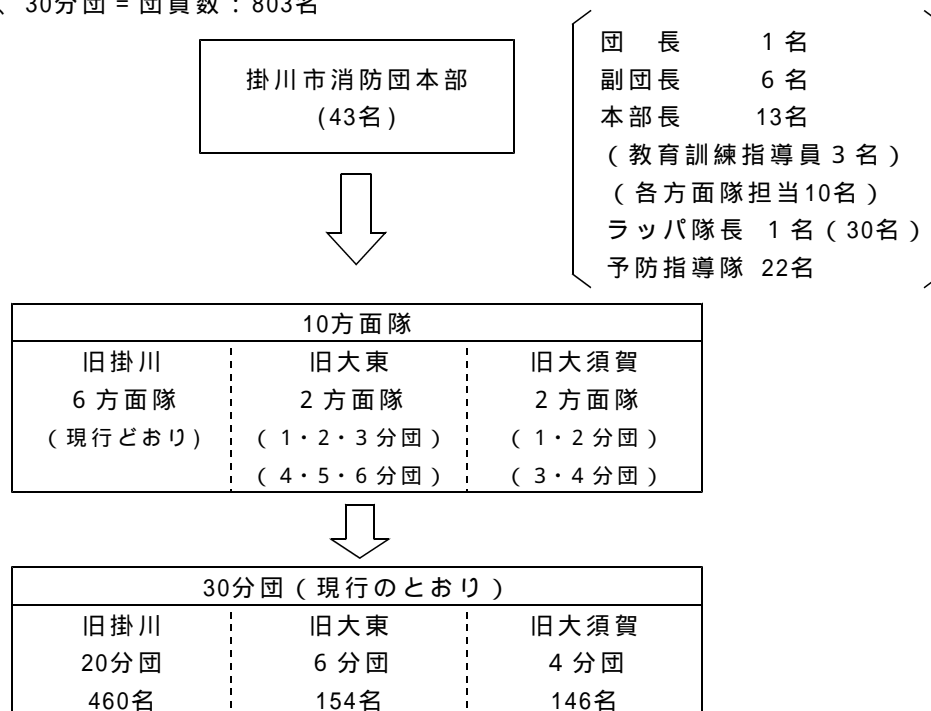
3 農業委員の定数等

- (1) 選挙による委員の定数は30人とする。
- (2) 農業委員会の選挙区は6選挙区とする。

選挙区	第1	第2	第3	第4	第5 (旧大東)	第6 (旧大須賀)	合計
新市定数	5人	4人	7人	3人	8人	3人	30人

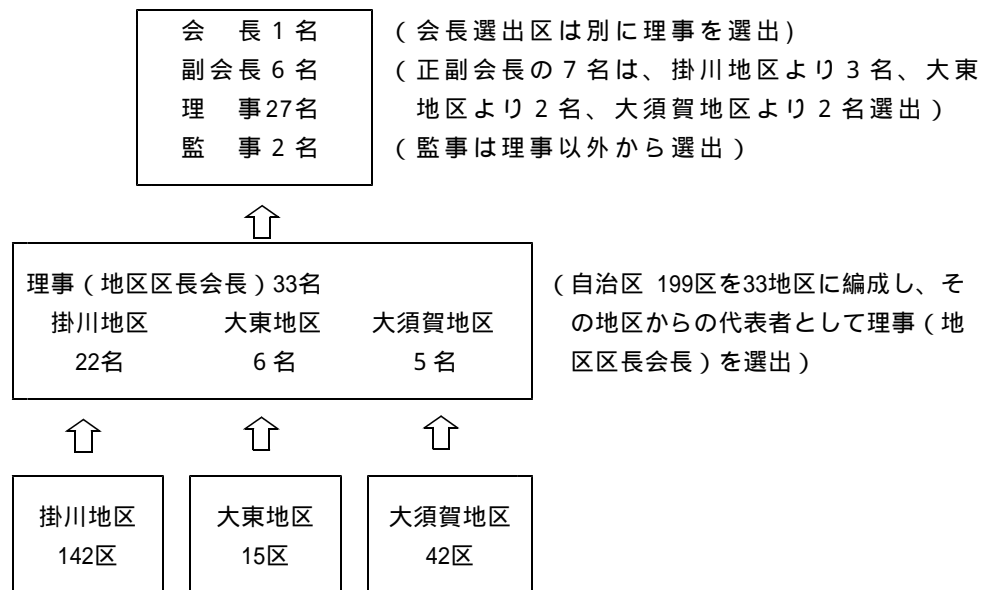
4 消防団の組織

1 団本部、10方面隊、30分団 = 団員数：803名



5 自治会について

(1) 区長会連合会の組織



(2) 自治会への交付金等

区長会連合会への補助

- ・ 交付先：区長会連合会
- ・ 内 容：区長会連合会の運営及び研修事業に対する補助
- ・ 補助額：運営費補助...5,800千円を限度
 研修費補助...4,900千円を限度

地区区長会活動助成金

- ・ 交付先：区長会連合会（区長会連合会を通じ、33の地区区長会へ交付）
- ・ 内 容：区長会連合会との連絡調整を図るための地区区長会の活動に対する助成
- ・ 助成額：1区につき年額30,000円

行政事務取扱交付金

- ・ 交付先：区長会連合会（区長会連合会を通じて各区（199区）へ交付）
- ・ 内 容：行政事務の取扱いに対する交付金
- ・ 交付額：各区1世帯当たり1,500円

特別調整交付金

大東地区、大須賀地区の各区は、従来の交付額より激減することになるため、地区活動の平準化を図る経過措置として平成17年度から3ヶ年について特別調整交付金を交付する。

(ア) 旧大東町及び旧大須賀町の自治会を対象

- ・ 交付先：区長会連合会（区長会連合会を通じて、旧大東町の15区及び旧大須賀町の42区）
- ・ 交付額：平成17年度 ... 1世帯当たり3,000円を限度
 平成18年度 ... 1世帯当たり2,000円を限度
 平成19年度 ... 1世帯当たり1,000円を限度

(イ) 旧大東町の自治会を対象

- ・ 交付先：区長会連合会（区長会連合会を通じて、旧大東町の15区）
- ・ 交付額：年総額750千円を限度